

これは無効な文書です。

合同会社オータムムーンプロダクション

芸術家専属契約書

(模造)

桐生つかさ 殿

**CAUTION!!**

これは無効な文書です。

同人趣味活動以外の目的に使用することはできません。

無断複製・悪用等は一切禁じます。

# これは無効な文書です。

合同会社オータムムーンプロダクション(以下、単に「甲」と称する)は、以下に定める事項の全てについて桐生つかさ殿(以下、単に「乙」と称する)が同意することを条件として、乙を甲の専属芸術家とする契約を締結する。

## 第1条(役務提供義務)

乙は甲の専属芸術家として、甲の指示するところに従って音楽演奏会、映画、演劇、ラジオ・テレビ放送番組、広告、レコード等の芸能に関する出演、その他これに付帯関連する全ての役務を提供する義務を負う。

乙は本契約期間中、第三者のために上記役務を提供してはならない。

## 第2条(芸名等の使用許諾)

甲は、別途定める乙の芸名、及び写真・肖像・筆跡・経歴等の使用を第三者に許諾する権利を持つ。

乙は、甲の同意なしにこれらを第三者に使用させてはならない。

## 第3条(養成費)

甲は乙に対し、養成費として 金壱百貳拾萬円也 を支給する。

ただし、上記養成費はこれを壱拾貳等分し、その分割された金額を、毎月甲が指定する日に乙に支払うものとする。

なお、計算の際、日数に壱ヶ月未満の端数が生じた時は日割りを以って処理する。

## 第4条(出演料)

乙は本契約期間中、甲の斡旋により第1条に定める芸能に関する出演を行い、その対価として出演料(その名称の如何を問わず、これと同一とみなし得る金員を含む)の支払いを受けた場合には、その都度、甲が別途定める斡旋手数料に相当する金額を遅滞なく甲に納付しなければならない。

なお、当該出演料を甲が代理受領した場合には、その金額から斡旋手数料相当額を控除した残額を乙に支払うことでこれに代える。

# これは無効な文書です。

## 第5条(契約期間)

本契約の有効期間は、令和六年四月壱日より令和七年参月参拾壱日までの壱ヶ年間とする。

本契約の有効期間が満了した時は、甲乙のいずれか一方が別に意思表示しない限り、本契約は自動的に更新されるものとする。

ただし、甲乙のいずれか一方が本契約の更新を必要としないと認めた場合には、本契約期間が満了する日より起算して参拾日前の日までに、書面によりその旨を相手方に通知しなければならない。

## 第6条(秘密保持)

本契約の内容を当事者以外に公開することは禁止する。

## 第7条(損害賠償)

甲または乙が、正当な理由なく本契約に定められた義務を履行しなかった場合、または本契約の更新を拒絶した場合は、それによって相手方が受けた損害を賠償する義務を負う。

## 第8条(通算契約年数に関する特約)

専属芸術家の養成・維持・発展には多額の資金投入を要することに鑑み、第5条及び第7条において、乙が正当な理由なく本契約の更新を要しない旨を甲に通知し、または契約の更新を拒絶する意思を表明した場合において、この契約が最初に発効した日からの通算契約期間が壱拾ヶ年に満たない場合には、前条にかかわらず、それまでに甲が乙の養成・維持・発展のために投入した資金の全額を乙の債務とみなし、乙はこれを弁済する義務を負う。

## 第9条(解除)

甲または乙が、その相手方によって名誉や信用を著しく傷つけられた場合には、その旨相手方に通知することでこの契約を解除することができる。

## 第10条(契約期間開始前に乙に事故あるときの特約)

本契約期間開始前に乙が死亡、もしくは心身の重大な故障により職務に堪えることができないと甲が認めたときは、甲はこの契約を解除することができる。

この場合において、乙またはその法定代理人もしくは乙の相続人は、甲に対して契約解除に対する違約金、又は損害賠償を請求することはできない。

# これは無効な文書です。

## 第11条(契約の変更)

この契約は、第5条に定める期間内であっても、必要に応じて甲乙協議の上、その全部又は一部を変更することができる。

## 第12条(契約に定めない事項等)

この契約に定めのない事項が生じたとき、またはこの契約に定める事項に疑いが生じたときは、その都度、甲乙協議の上解決を図るものとする。

本契約を締結するにあたり本書式通を作成し、甲乙双方が持つ。

令和六年参月壱拾七日

甲 合同会社オータムムーンプロダクション  
代表社員 小嶋美紗

乙 桐 生 つ か さ

(乙が未成年者であるときはその親権者)

上記保証人



これは無効な文書です。

(お断り)

この文書は「アイドルマスター シンデレラガールズ」の同人活動の一環として作成されたものであり、何らの効力をも有しないものであることをここに明記します。

私的文化同人「知らぬはほっとけ」

主宰 とらきちP

E-mail torakichi500@yahoo.co.jp

My Website <http://torakichi-p.game.cocacn.jp/>

Twitter ID torakichi500